

浦添ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合には本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブ会員15名以下 から成る理事会とする。理事会は、会長・直前会長・会長エレクト・副会長・幹事・会計及び会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された15名以下の理事を加えることができる。

第3条 選挙と任期

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、SAAおよび五大奉仕委員長を含む15名以下の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、指名委員会の委員は次年度会長を委員長とし、現年度会長・幹事、次年度会長より推薦された次年度幹事予定者の4名とする。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た15名以下の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。

前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は1年とする。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成する。その他通常その職に付随する任務を行う。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：毎週金曜日 12:30

例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 会費

第1節 a) 入会金は50,000円とし入会承認に先んじ納入すべきものとする。

b) 入替会員の入会金は、前任者の本クラブでの在籍年数が1年以上であった場合¥20,000とする。但し、1年未満の場合は徴収しないものとする。

第2節 会費は年額240,000円(上期120,000円・下期120,000円)とする。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

第3節 会費請求・納入について

- a) 上期(7月1日現在)・下期(1月1日現在)に在籍するすべての会員が納入するものとする。
- b) 期間(上期・下期)途中での退会であっても返金を行わないこととする。
- c) 半期以上の会費未納については、会員身分を終結させる。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および五大奉仕委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

注記：本細則は、2022年度規定審議会の決定を反映した「標準ロータリークラブ細則」に基づいて、これまでの「クラブ細則」を改定・更新したものです。

附則

- ※ 2000年9月1日クラブ理事会において出席免除申請書を定める。
- ※ 2001年7月1日一部改正
- ※ 2001年9月6日クラブ細則第3条、第4条第2節、第4条第4節、第5条を一部改正
- ※ 2002年8月8日クラブ細則第5条第1節を一部改正
- ※ 2003年8月1日クラブ細則第5条第1節を一部改正
- ※ 2006年9月1日クラブ細則第1条第1節・第2条の会長エレクト・会長ノミネーに関する文言を変更(RI推奨クラブ細則の文言変更にとまなう)
- ※ 2009年11月6日クラブ細則第3条第1節・第3条第2節を一部改正
- ※ 2025年1月10日クラブ細則第3条第1節の一部改正・第6条第3節を追加